

# ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① 顧客の本人確認

② 使用目的の確認

③ 販売記録の作成

を行うことが義務づけられています。

## ガソリンの対応容器

◎ガソリン用携行缶(金属製)

(最大容積22リットル)

「試験確認済証」付き



◎ガソリン用プラスチック製運搬容器

(最大容積10リットル)

「UNマーク(3H1)」付き



現在、ガソリン用プラスチック製運搬容器(10リットル)については、UNマーク「3H1」が対象

### ○問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課 0280-47-0129

下妻消防署 0296-43-1551

古河消防署 0280-47-0120

坂東消防署 0297-35-2129